

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 6 回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	平成 23 年 2 月 24 日 (木) 午前 10 時から午前 11 時 51 分まで
開 催 場 所	市役所 301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、根本副会長、荒幡委員、米原委員、猪委員、細野委員 欠席者：鈴木委員 事務局：企画財務部長、企画政策課長、企画政策課主査、企画政策課主任
報 告 事 項	○ 第 5 回行財政運営懇談会の会議結果等について
議 題	1 所掌事項の調査検討について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>報告事項：第 5 回行財政運営懇談会の会議結果等について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 5 回行財政運営懇談会の会議結果 (概要) 第 5 回行財政運営懇談会の会議結果 (概要) について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、気付いた点等があれば、次回会議までに事務局に連絡することとした。 2 意見公募手続の実施結果 第五次行政改革大綱の素案に対する意見公募手続の実施結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。 3 その他 前回会議において各委員からいただいた質問について、確認した結果を事務局から報告した。 <p>議題 1：所掌事項の調査検討について</p> <p>武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第 2 条の規定に基づき、以下の項目について審議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第五次行政改革大綱の素案 第五次行政改革大綱の素案について、第 3 章 行政改革の推進項目のうち【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立 (量的改革) の第 3 持続可能な財政基盤の構築の 3 歳出の合理化以降の範囲で審議し、各委員から意見をいただいた。 2 用語解説の整理 用語解説 (検討案) について、追加項目等の意見があれば、次回会議の前日までに事務局に連絡することとした。 3 前書きの検討 前書き (検討案) について審議し、原案のとおりとすることとした。 <p>議題 2：その他</p> <p>次回会議の開催日程及び審議内容について確認した。</p>
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者)	<p>報告事項：第 5 回行財政運営懇談会の会議結果等について</p> <p>【事務局説明】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 5 回行財政運営懇談会の会議結果 (概要) ● 第 5 回行財政運営懇談会の会議結果 (概要) について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、内容を確認していただき、気付いた点等があれば、3 月 1 日 (火) 開催予定の次回会議までに事務局に連絡するようお願いした。

- ◎：会 長
- ：委 員
- ：事務局

なお、第 4 回の会議録については、委員から修正の意見がなかったため、前回会議で配布した内容をもって確定する旨報告した。

2 意見公募手続の実施結果

- 第五次行政改革大綱の素案に対する意見公募手続の実施結果について、会議資料に基づき報告した。

趣旨は、第五次行政改革大綱（素案）について周知し、広く市民の意見を募集するものである。市報や市ホームページ等により公表し、募集期間は 2 月 1 日（火）から同月 15 日（火）までとした。提出方法は、郵送、ファクス、市ホームページ上の専用フォーム又は持参によることとしたが、提出された意見は特になかった。

3 その他

- 前回会議において各委員からいただいた質問について、確認した結果を報告した。

夜間等通常時間外に、薬局で薬を処方してもらった際に加算料があることについて、周知しているかとの質問があった。これについては、市民に送付する医療費のお知らせの中で、保険診療の受け方についての記載があり、「急病でない限り診療時間内に診療してもらいましょう」と表記されている。委員からの質問は、薬局で薬を処方してもらう場合の話であったが、診療については、夜間等通常時間外の場合は診療費の加算があるため、このようにお知らせをしているところである。ただし、これではその趣旨が分かりにくいので、いただいた意見を担当部署に伝え、可能なものは改善していきたいと考えている。

ホームページ上で決算カードを公開している市が多い中で、本市が公開していない理由はあるのかとの質問があった。これについては、特に理由はないが、現在、決算カードの公開に向けて準備を進めているところであり、間もなくホームページ上で閲覧できるようになると考えている。

学校給食調理等業務の民間委託に関して、これに伴う財政的な効果についての質問があった。これについては、受託業者から見積りを徴収しており、その内容を確認すると、土地の借上料や施設設備の減価償却費を除き、人件費や事業費、光熱水費などの金額を比較すると、平成 22 年度で 3,100 万円強の削減が見込まれている。

【質疑・意見等】

- 加算料の話について、お知らせを送ってもらっても、金額が記載された箇所は確認するが、なかなかお知らせの内容まで目を通さない。
- ◎ 大切な内容は、字を赤くしたり大きく表示したりするなどの工夫が必要である。市として見てもらいたい内容は、レイアウトの工夫をした方がよい。
- いただいた意見を担当部署に伝える。
- 意見公募手続の実施結果について、提出された意見が 0 件とのことだが、これに対して、市はどのように感じているのか。つまり、市民から了解されたと捉えているのか、それとも市民の関心が薄いと捉えているのか。その辺りの分析はしているか。0 件の結果はさびしい。市民の反応がないように思われる。
- 了解されたことと関心が薄いことの両方の要素があると考えている。特に実施結果についての分析は行っていない。個人的な見解になるが、どちらかというと、了解されたというよりも関心を示していただけなかったのではと感じて

いる。

◎ 当懇談会の公募委員の応募状況はどうだったのか。

● 男女 1 人ずつの募集としていたが、男性は 2 人、女性は 1 人の応募であった。

◎ 市民にとって大きな問題であることも要因だったのだろうか。

○ 関心がないためなのか、それとも目に触れていないためなのか。目に触れていないことはあると思う。

◎ 目に触れていない可能性は高い。

○ 目に触れていないのだとすれば、広報の方法を工夫する必要があると思う。市報や市ホームページ、市政情報コーナーなどで公表したとのことだが、これくらいしかないのだろうか。

● そのほかに考えられる手段としては、情報提供サービスがある。これは、事前に登録してもらわなければならないが、携帯電話により市政情報等を市民に伝えるものである。いずれにしても、様々なアンケートの結果を見ると、市民が最も目にする広報の媒体は市報である。市報は、ほとんどの市民が見ることができ、これによる周知が最も有効であると考えている。ただし、最近、市報の頁数が増加しており、新聞と同じように、自分に直接関係する記事は見るが、隅から隅まで全てに目を通す人は少ないと思う。関心の薄い箇所は読み飛ばしてしまうのではないか。

◎ 市報の編集の仕方に問題があるのかもしれない。例えば、市報の中で特集を組むなどの工夫もある。定例的な記事の中に埋もれてしまうと、どうしても読み飛ばしてしまう。

○ 1 面に出すことはできないのか。1 面は必ず目を通すはず。ほかにも重要な内容があるので難しい面もあると思うが。

● 市報の編集に携わった経験から言うと、編集には気を使うことが多い。市民から意見を聞くと、市報自体はかなり読まれているようであるが、難しい部分は読み飛ばしてしまうらしい。自分に興味がある内容のみを読む。「ひろば」という欄には、いつ何が予定されているかが掲載されており、それらはよく読まれるようだが、行政改革に関することになると興味がないものとして扱われてしまうのではないか。今後、工夫していきたいと考える。

議題 1：所掌事項の調査検討について

1 第五次行政改革大綱の素案

【質疑・意見等】

第五次行政改革大綱の素案の第 3 章 行政改革の推進項目に掲げた各推進項目について、事務局から体系ごとに説明した後、個別に意見をいただいた。

なお、委員から意見があり、数値目標等の欄に金額等を示した推進項目についてはその現況を、経費を伴う推進項目についてはその金額を、事務局の説明の際に示すこととした。

(項番 72・補助金等の整理合理化～項番 76・計画的な基金管理・運用)

● 項番 72・補助金等の整理合理化について、補助金等検討協議会とは、平成 20 年度に設置されたもので、市民や各種団体に交付する補助金等全てについて検証した。その内容や今後の方向性に関する意見が取りまとめられている。数値目標等に補助金等交付額 7 億 5,000 万円以内と掲げているが、平成 21 年度

決算は約 9 億 7,900 万円であった。ただし、平成 21 年度は、施設の整備に係るものなど単年度事業の補助金があったり、経済対策としてプレミアム商品券の発行に対する補助金を商工会に対して交付したので、例年より交付額が多かった。そういった特殊要因を除くと、例年は 7 億 5,000 万円程度の交付額であるので、それを超えない範囲という意図で目標を設定した。

項番 73・非常勤特別職の報酬等の検証について、非常勤特別職には、教育委員会委員や選挙管理委員会委員、都市計画審議会委員、各種計画を策定するための審議会の委員など多くの職があるが、現在、ほとんどの報酬等は日額により支給している。他方で、月額による支給も行っており、数日の勤務しかなくても月額で支給する場合には、問題があると考えている。これについては、各市の選挙管理委員会委員の報酬について、問題を指摘する報道もあった。本推進項目の意図はそのような点にある。

項番 74・時間外勤務等の抑制について、ノー残業デーは、毎週水曜日を時間外勤務を行わない日とする制度である。週休日の振替は、土曜日や日曜日に出勤した場合に、時間外勤務手当を支給するのではなく、その振替日として平日に休む制度である。なお、これは職員の健康管理への配慮の面もある。勤務時間の弾力的運用は、例えば、夜間に従事しなければならない業務がある場合、出勤時刻を遅くすることにより、夜間の勤務時間を通常勤務時間として扱う制度である。数値目標等の時間外勤務及び休日勤務時間数 4 万時間以内については、平成 21 年度実績が約 4 万 5 千時間であったので、5 千時間分を抑制しようとするものである。

項番 75・特別会計の経営健全化について、国民健康保険事業は、本来、国民健康保険税や国の補助金を財源として運営するのが原則であるが、原則どおり事業を運営しようとするると、国民健康保険税の賦課額がかなり高くなってしまふことから、現在は赤字分を一般会計から補てんしている。現状の繰出金割合は、国民健康保険事業が 12.8%、下水道事業が 26.8%である。

項番 76・計画的な基金管理・運用について、数値目標等の標準財政規模の 5%の額は、現状で約 6 億 4,400 万円となるが、平成 23 年度末の財政調整基金の残高は約 7 億円である。

- 項番 72 について、説明で挙げられた補助金等のほかに、どのようなものがあるか。
- 金額が大きいものとしては、市内循環バス運行経費補助金があり、平成 23 年度予算は 8,500 万円である。これは市内循環バスを運行する立川バスに対するもので、運行に当たりどうしても赤字が出てしまうので、その分を補てんするものである。自治会活性化活動費補助金の平成 21 年度実績は約 300 万円である。また、社会福祉協議会への交付金が約 2,400 万円、シルバー人材センターへの補助金が約 3,500 万円である。社会福祉協議会もシルバー人材センターも、自主財源をあまり持っておらず、職員の給与等を賄うため運営費を補助している。
- 相当数の補助金等があるのか。
- 100 件程度の補助金等がある。
- ◎ 項番 74 について、数値目標等を総計で 4 万時間以内としているが、市では、1 人当たり何時間以内という管理はしないのか。
- 職員によってばらつきがあるのが現状である。基本的にその日のうちに業務が完結する職場では、年間の時間外勤務の時間数が比較的少ない。他方、例え

ば、数年に一度の計画を策定することがある場合、そのための人事措置は行われないため、どうしても勤務時間が増えることがある。職員による時間外勤務時間数の差は極端になっている。

- 4万時間を現状の職員数390人で割ると、1人当たり約100時間となる。
- 390人には時間外勤務を算定しない管理職職員が含まれているので、1人当たりの時間数はもう少し多くなる。
- 4万時間は、時間外勤務手当が発生する職員の勤務時間のみということか。
- そのとおり。現状、管理職職員が通常時間外に勤務していても、その実態は把握されていない。
- 項番73について、選挙管理委員会委員は何人いるのか。
- 4人である。
- 本市の場合、報酬は日額か。
- 月額である。
- 問題があると新聞で取り上げられていた。
- 特に批判を浴びた団体では、10万円、20万円を超える月額報酬であった。本市は、委員長の報酬が月額6万5千円である。1日しか勤務がなかった場合でも6万5千円の報酬になる。
- ◎ 効率性の観点から、計算根拠として、数日間の勤務に対して月額で計算することがおかしいという議論である。例えば1箇月に20日程度の勤務があるならば、月額でも仕方がないが、1、2日間の勤務に対して月額とすることは、考え方としておかしい。金額の多寡の議論もあるが、報酬の計算根拠についての議論がどうしても出てくる。
- 本推進項目については、適切な報酬額を検証することなので、推進してもらえればよいのではないか。
- 項番74については、390人の職員定数を370人に削減する推進項目とも関連する。
- 目標の5千時間の削減については、職員1人当たり年間で20時間程度の削減を要する計算になる。
- ◎ 時間外勤務等の削減に当たっては、課ごと又は部ごとに目標を設定する方法があり、これを考えていかなければならないのではないかと。市全体で目標を達成しようとしてもなかなかうまくいかない。
- 積み上げた根拠を出しておかないと、どこで何時間削減するのかという話になる。
- ◎ 全体で計算すると、比較が難しく、分析もできない。一般的には、時間外勤務時間手当の予算が決まっていれば、時間外勤務の上限が決まってしまう。例えば、20時間と決まっていれば、それ以上の時間外勤務に対しては手当を出せないで、その中で効率的に業務をこなすようにという話になる。
- 本市の場合、年間の目標として1億円キャップ制という制度を設けているが、突発的な事業があるなどの要因で、達成できていない状況である。ただし、目標として一定の線を引いておかないと、際限がなくなってしまう。以前は、土日に出たり夜遅くまで仕事をしたりすることが普通に行われていた。しかし、今の時代はそれでは通用しない。
- 5千時間の勤務時間の削減により、どれくらいの時間外勤務手当が削減されるのか。
- 時間当たりの平均単価を3千円と仮定した話になるが、3千円に5千時間を

乗じると 1,500 万円という計算になる。

- 項番 73 に関連して、前回の本市の市議会議員選挙の際に、車両の燃料費の請求があったと聞いた。前回の選挙は無投票であったので疑問に思った。
- 仕組みについては詳しく把握していないが、選挙に当たっては、燃料費や選挙ポスター等の費用について公費の負担がある。これは条例上に規定されており、本市だけでなく全国の自治体で同様の規定がある。
- ◎ 条例は最終的に議員が採決するものなので、その意味では市民が批判をしないと変わらないものかもしれない。
- 項番 75 について、事務局の説明によると、現状の国民健康保険事業の繰出金割合が 12.8%ということであった。この推進項目が繰出金を抑制することを意図しているのであれば、現状よりも目標の数値が大きいことになり、おかしくないか。それとも、20%でも抑制を目指した数値なのか。
- ◎ 単純に数値だけの比較であれば、例えば、目標値は 10%といった数値にならないとおかしい。
- 平成 21 年度決算の値は 12.8%であるが、平成 22 年度の決算では約 19%になる見込みであり、増加する傾向があるので、これを考慮した。
- ◎ 国民健康保険税の収納率が低いことが原因か。
- そうである。
- ◎ 国民健康保険税の収納率を上げない限り、一般会計からの繰出金は増えてしまう。
- 国民健康保険事業の支出には療養費があり、それに対し一般会計からの繰出金が出ている。担当部署に確認したところ、今後 10%台を維持したいとの意見を受けており、これに基づき 20%以内と設定したところである。国民健康保険事業については、本来、国民健康保険税と国庫補助金によって運営するのが大原則である。しかし、この原則にのっとり国民健康保険税を徴収する場合、おそらく 7、8 億円を更に徴収しないと制度が成り立たない。現状ではそれは難しいが、一般会計から際限なく支出することは、受益者負担の原則から言って望ましくない。ここでは、繰出金の抑制という方向性を立てるということである。
- 繰出金割合 20%とは、金額にしてどれくらいか。
- 現在の給付費がおおよそ 50 億円なので、約 10 億円ということになる。
- ◎ それが一般会計全体に占める割合はどれくらいになるのか。
- 一般会計が 200 億円とすると 5%となる。
- 下水道事業の繰出金割合 15%は、金額にしてどれくらいか。
- 平成 21 年度の決算額がおおよそ 15 億円であるので、それに 15%を乗じると 2 億 2,500 万円ということになる。平成 22 年度の繰入額の当初予算額は約 3 億 5,000 万円である。ただし、これは今後下がっていく予定である。なお、下水道事業は、独立採算事業ではあるが、雨水など不明水と呼ばれるものの処理経費は受益者負担ができないので、一般会計から支出して構わないとされ、繰出金がゼロになることはない。下水道事業特別会計については、来年度、下水道事業の財政健全化について審議する検討委員会が設置される予定であり、使用料についても検討事項となる。下水道事業は、現状でも比較的健全な運営ができていていると考えている。本来繰り出しても構わない額を 15%以内に抑えるという考え方であり、赤字分を繰出金で補てんするという考え方ではない。
- ◎ そうだとしても、特別会計という仕組みから見れば、特別会計に繰り入れる

額は少ない方がよい。15%以内であれば安心してよいわけではないはず。理想は0%に近づけることではないのか。

- そのとおり。
- ◎ 下水道については、現在は維持管理経費しかかかっていないかもしれないが、今後は補修経費の増加が課題となるので、それを念頭に置かなければならない。地方はそれで頭を抱えている。過疎化などにより一定の管の長さに対する人口が減っていることから、維持管理経費を今後どうしていくかが課題となるためである。これは下水道の大きな問題である。
- 確かに、下水道施設の寿命は概ね 50 年と言われている。本市の場合、整備が済んでから 50 年を経過していないが、ある程度の年数を経ると問題となってくる。下水道施設については、耐震化の必要もあり、数年後には更新の必要も出てくる。その際には、現在の料金体系では賄っていけない状況も生じる。
- ◎ 高度成長期に全国で一斉に下水道の整備が進んだが、今となっては、地方はそれで頭を悩ませている。更新が必要となった時に、前回整備した時と同じ金額がかかるとすると、費用を負担する人の数が全く異なるので、困った状況になる。昔と同じように独立浄化槽で十分であるという話にもなる。

(項番 77・組織機構の整備～項番 80・勤務時間の弾力的運用)

- 項番 77・組織機構の整備については、今後、地方分権に関する法律が可決されると、都道府県の多くの事務が市町村に移譲されることが想定されている。現在の見込みでは、来年 4 月から事務が移譲される。それに伴い、人的な措置や組織的な環境整備が必要となるので、それらを踏まえた組織機構の整備を考えていく。

項番 78・グループ制の推進については、従来、課の下には係があり、その業務が規則の中で例示されており、課内の組織編成の柔軟な変更が難しかった。現在のグループ制の下では、規則には課を単位としての業務が示されており、課長が業務の状況や量を勘案し、グループを変更できる。これにより柔軟な体制を構築できる仕組みとなっている。本推進項目はこれを今後も推進していくものである。

項番 79・定員管理の適正化については、平成 22 年 4 月時点の職員定数が 390 人であるので、平成 27 年度までに 20 人削減するものである。

- 項番 80・勤務時間の弾力的運用については、項番 74 と同じようなことを言っている気がするが、1 つにまとめた方がよくないか。
- 項番 74 と項番 80 は視点が異なる。項番 74 は歳出面での合理化を主眼としているが、項番 80 は組織機構等の最適化を主眼としている。現在、時差勤務制度がないことから、この勤務体制を新たに整備することを考えている。この勤務体制が整備されることで、結果的に項番 74 の推進内容にもつながる。
- ◎ 推進内容の表記の仕方に問題があると思う。項番 74 は、金額的な面での必要性に触れるべきである。現状では、項番 74 も項番 80 も同じような表記の仕方になってしまっている。例えば、項番 80 をもっと広い意味での表現にするべきでは。項番 80 で触れている時間外勤務手当の縮減の話は、項番 74 の内容ではないか。項番 80 は、時間外勤務手当だけでなく、全体の勤務体制に関わるものと表現した上で、項番 74 は、歳出の合理化を目的とした時間外勤務手当の縮減を図ることを言えばよい。
- 確かに、項番 74 に時間外勤務手当の縮減の話がなく、項番 80 にそれが入っ

ている。表現を検討する。

- 先ほど議論になった時間外勤務手当の話であるが、平成 21 年度決算では、約 1 億 2,600 万円支出し、時間数にして約 4 万 2,400 時間になる。また、5 千時間の縮減による削減額は約 1,480 万円である。

(項番 81・給与制度の見直し、項番 82・旅費制度の見直し)

- 項番 81・給与制度の見直しについて、これまで通勤距離 1 キロメートル以上が通勤手当支給範囲であったが、これを 2 キロメートル以上としている団体が多いことから、この見直しを図るものである。

項番 82・旅費制度の見直しについては、以前は隣接市への出張でも日当が支給されていたが、近年一部見直しがなされ、現在は近隣市への出張に対しては日当が支給されていない。例えば、府中市への出張では 500 円の日当の支給があるが、小金井市まででは支給がない。なお、新宿の都庁への出張では 1 千円の日当の支給がある。数値目標等はこれらを廃止しようとするものである。

- 項番 82 について、第四次大綱の項番 112 として「人件費等の抑制【出張基準の見直し】」があり、「出張基準の見直しを進め、日当の不支給範囲を拡大する」とされている。これと何が異なるのか。

- 同じものである。

- 5 年もかかって実施できないのかという疑問である。

- ◎ 国税庁では、昭和 50 年代で既に、8 キロメートル以内又は半日の出張に対して日当を支給しないことになっていた。

- 日当の廃止について、時間をかけて検討するものではないとの話は、指摘のとおりである。ただし、現在、給与に関する課題としては地域手当というものがある。都市部と地方では物価が異なるなどの理由から、地域ごとに率の異なる手当がある。東京都は 18% である。本市は数年前まで 13% であった。国が規定する本市の地域手当は 3% であるが、本市には国立感染症研究所という国の施設があり、ここに勤務する職員に対しては、3% の基準を適用すると給与の変化が大きいとの観点から、暫定的に 10% の基準が適用されている。そこで、本市では、数年前に 13% から 10% の引下げが行われ、これに関する事務に時間がかかった。また、職員の給与には給料表が用いられており、東京都に準じたものを使っている。ただし、足伸ばしと呼ばれる東京都の給料表にない部分もあり、これを修正する必要がある。足伸ばしとは、東京都では既に頭打ちであるのに、本市ではまだ定期昇給の余地がある部分のことである。なお、この見直しに係る条例改正が本年 3 月の市議会に上程される。加えて、人事院勧告に基づく給与のマイナス改定の手続も毎年のように行われている。したがって、市職員の給与はここ何年も下がり続けている。これらの手続を優先的に行ってきたため、本推進項目のような見直しが後回しになり、遅れてしまったという経緯がある。給与の主な部分についてある程度目途が立ってくれば、取りかかれるものと考えている。

- 我々は 5 年前の資料と比較しながら意見を述べている。当懇談会は次回会議で審議が終了するが、それ以降は我々も関与することがなくなり、その後どうなっていくかについてはチェックできなくなる。

- ◎ 5 年前の懇談会でも、これらの推進項目について、廃止すべきとの意見を述べた。

- 速やかに取り組まれるようお願いする。

◎ 職員組合との協議が大変であることは分かる。しかし、ある程度は自分達で切っていかなければならない。基本給に関しては、国家公務員は、例えば、東京都勤務と北海道勤務では額が異なる。昔は、税務署職員の基本給は全国一律だったが、国家公務員の給与改定により、北海道勤務の職員は基本給が下がった。以前は、例えば、札幌など物価の安い所から東京に出向すると、調整手当というものが付いた。それは、帰ってからも3年間持ち越せた。それは適切ではないということで、2年目に半額、3年目にはなしという形になった。また、基本給自体も地域で差を付ける取組も行った。地方公共団体の場合、そのような話はないが、手当については見直さなければならぬ時期にあるのではないか。

● 市でも給与制度の改革は進んでいると考えている。今までは給料表自体の見直しや地域手当の引下げなどの優先事項があり、また職員組合との交渉もあり、一気に全てに取り組むことが難しかったが、それらが一段落すれば、この推進項目も進むと考えている。

(項番 83・危機管理体制の整備～項番 85・災害図上訓練の実施)

● 項番 84・事業継続計画について、1つは、昨年の新型インフルエンザの流行を契機として、職員が大量に休んだ場合に窓口等の業務が麻痺する状況を想定し、市民生活に係る手続に影響がないよう優先すべき事務等を規定するものである。

項番 85・災害図上訓練の実施については、既に年に1回、総合防災訓練として、市民が避難所に避難する訓練を行っているが、さらに、多くの市民が参加できるように図上で訓練することも有効ではないかとの考え方から、推進項目として掲げたものである。

○ 項番 83・危機管理体制の整備について、平時から広範な危機事象を想定するということが、都庁では、歩いて帰るなどの取組があると聞くが、そういったことも行うのか。

● 総合防災訓練の際には、参集訓練と称して、自宅から徒歩で、市外からの場合は自転車も可とし、職員が災害対策本部に参集する訓練を行った。災害発生時には車は利用できないといったことを考慮したものである。

○ 項番 83 について、目的を最初に示した方がよいと思う。防災関連の推進項目の内容がどれも同じように思える。具体的には「危機事象に迅速かつ的確に対応するため」を冒頭に持ってきた方がよいと思う。

○ 項番 85 について、本市には立川断層が走っており、ここで地震が起きれば大きな災害になると考えられる。ただし、避難場所を知っている市民は少ないと思われ、これをもっと周知することが必要なのではないかと思う。また、大きな災害の発生時には、消防署は広域を管轄しているために頼りとすることができないので、消防団が活躍するものと思う。しかし、消防団に避難場所等を示した地図は備えられていないと思う。その辺りは各分団に確認してもらいたいと思う。

● 年に1回実施する総合防災訓練は、毎年地域を限定して行っており、それぞれの地域では、数年に1回しか避難所への避難訓練ができない。したがって、指摘のとおり、地域における最も近い避難場所の周知は必要と考える。その一環として、項番 85 の取組は有効と考える。人を動員して行う訓練は準備等に手間がかかり、年間に何箇所も実施できないので、その意味でも有効な手段と

考える。避難場所や避難所については、市民向けの情報として、防災情報マップと呼ばれる地図に位置が示されている。消防団については、災害時における活躍が期待されているので、その辺りの周知がされていないのだとすれば、必要だと思われるので担当課に伝える。

- そういった意味でも災害図上訓練に消防団に参加してもらうことが必要かもしれない。
- ◎ 災害発生時に中心となる人達に入ってもらわないと、いざという時に機能しないと思う。
- 項番 85 の年次計画で平成 25 年度実施となっているが、もっと早くできないか。ニュージーランドの地震の報道などを見ると、こういったことはなるべく早く実施してもらいたいと思う。
- 了解した。意見として参考にする。

(項番 86・社会福祉協議会の自立促進、項番 87・シルバー人材センターの自立促進)

- 項番 86・社会福祉協議会の自立促進について、現在、社会福祉協議会の事務局に対して市職員を研修派遣という形で 1 人派遣している。しかし、本来、社会福祉協議会の事務はその職員が自ら行うのが原則であり、その考え方から数値目標等を職員派遣の打切りと設定した。

項番 87・シルバー人材センターの自立促進について、運営資金貸付金は、平成 23 年度予算で 1,300 万円である。これは、年度当初に貸し付け、年度末に返済されている。目標については、無利子で貸し付けているものなので、貸付期間や貸付額を縮小できれば、それによって市で運用できる資金が増えることから、このように設定した。

- そもそも社会福祉協議会はどのようなことを行っているのか。
- 社会福祉協議会の独自の事業としては、日赤の募金活動、地域権利擁護事業がある。認知症になった人が介護サービスを受けるためには、判断能力が落ちて意思決定ができないことから、成年後見制度を利用して後見人が契約行為等をする。ただし、そこまでは至らないまでも判断能力が低下し、お金の管理ができない人などに対し支援するのが地域権利擁護事業である。また、指定管理者制度として、知的障害者の授産施設であるのぞみ福祉園、市民総合センター内のボランティアセンター、高齢者及び障害者に対するデイサービス施設などを運営している。また、生活資金に困った人への貸付事業などもある。なお、定期的に発行されている社会福祉協議会の広報誌こもれびを見ると、社会福祉協議会で行っている事業が分かる。多くの市民は、普段生活する中で社会福祉協議会との関わりがないため、その事業は分かりにくいと思う。
- 公が関わらない隙間の事業を行っているということか。
- 公が関われない部分を担っている面はある。
- 項番 72 の説明で、社会福祉協議会及びシルバー人材センターに交付金、補助金を出しているとのことだった。これと、項番 86 及び項番 87 の話はリンクすることか。
- そのとおり。
- 社会福祉協議会に 1 人の職員を派遣しているが、これは何かあった時にその都度派遣しているのか、それとも常駐職員として派遣しているのか。
- 常駐職員である。

- 交付金の中にはその人件費も含まれているのか。
 - 含まれていない。派遣職員の人件費を市が負担する形で派遣しているためである。職員 1 人当たり約 800 万円とすると、交付金約 2,400 万円のほかに、それを市が負担していることになる。
 - 項番 86 の推進内容に「市の財政的支援及び職員派遣」と表記されているが、それぞれは切り離して考えるべきということか。財政的支援は金額を抑制し、職員派遣はやめるということか。
 - そのとおり。交付金という財政的支援と職員派遣との 2 種類の支援について考えるということである。
 - 「自立促進に向けた措置を講ずるよう要請する」と表記されているが、市として要請することが取組なのか。
 - そうである。
 - ◎ 市としては、支援を減らして財政的な合理化を図りたいという意図か。
 - そのとおり。その方向で交渉していく。
 - ◎ 「自立促進に向けた措置を講ずるよう要請する」といっても、何も支援しなければできない。その費用をどうするか。交付金との兼合いもある。
 - 社会福祉協議会については、自主財源をどのように確保するかにかかっていると思われる。シルバー人材センターについては、仕事の請負金額の中に事務費として事務局が徴収する部分があり、それが運営財源になっている。例えば、その事務費の率を引き上げるなどの方法で、自主財源を増やすことも考えられる。社会福祉協議会は、寄附もあるが、寄附の使途が決まっている場合は運営費に回すことはできない。なかなか自主財源を見つけるのが難しい状況だが、独立した社会福祉法人であるので、自立して運営することが大原則である。
 - ◎ 市が行うべき社会福祉や社会保障関連の部分と、社会福祉協議会でどれだけ運営の改革ができるかという問題がある中で、市は予算を減らせるのかということ。難しい話である。いずれにしても検討を進めようということである。
 - これまで 6 回の会議の中で、もう少し本市の歳入及び歳出についての議論ができるのだろうと思っていた。今まで多くの意見があったが、ここで意見として述べたいことがある。
- 1 つは、2 月 22 日（火）の新聞紙上に掲載された本市の新年度当初予算案についてである。一般会計の歳入を見ると、前年度当初予算と比較し、法人市民税が 15.3%の増、個人市民税が 8.3%の減、市税全体で 1.9%の減と見込んでいる。一方、歳出では扶助費が 13.2%の増となっている。全体として、歳入が減、歳出が増という内容である。構造的に仕方がない面もあるが、税収は今後増える見込みはない。今後何を見込めるかというと、例えば、モノレールの市内早期延伸がある。モノレールが延伸されれば、本当にまちが活性化すると思う。駅の周辺にはマンションが建設され、他市から若い人達が沢山やってくる。そうすれば、当然税収も上がり、まちが活性化し、色々な意味でプラスの方向になるはずである。その辺りをもう少し考えるべきではないかと思った。
- もう 1 つは、都営村山団地の広大な空地の有効活用である。これは東京都の管轄になってしまうが、よく東村山方式と呼ばれるように、空地に 70 年程度の定期借地権を付けて、民間の資金で住宅を整備し、若い人を呼び込もうとすることである。若い人が来ることで税収も増えるし、まちも活性化する。
- そういった大きな視点で、歳入、歳出を考えたらよいのではないか。当懇談

会の範ちゅうではないかもしれないが、本当はそういった考え方をしてもよいのではないかと思った。

また、これも当懇談会の範ちゅうではないと思うが、市議会議員の定数について問題になったことがあった。経費削減や議員間の競争の活発化を促す内容として、定数削減だけが議会改革ではなく、行政のチェック機能が弱くなるなどの意見があり、最終的に要望は不採択になった。実際にほかの市町村を見ると、議員定数を減らしている例もある。歳出を減らす取組として、こういった懇談会の場においても、議員定数の削減を検討した方がよいのではないかと思った。歳出を抑え、歳入を増やすにはどうしたらよいかについて、大きな視点で検討する場をもっと作らなければならないのではと考えている。

- 極端な例かもしれないが、名古屋市長のような取組がないと、議員が自ら定数を削減することはできないのではないか。
- 市議会議員は議会開会期間中にはもちろん出席しているが、普段どれだけ市民のため、市のために動いてくれているか、市民のほとんどが疑問視していると思う。先ほど議論があったが、市議会議員は日当制ではなく月給制である。名古屋市に関する報道をきっかけにして、市民の多くも本市はどうかと関心を持ち始めているはずである。その中で、市に市議会議員の定数削減に関する要望を出したわけだが、不採択となってしまった。本市の場合、都営村山団地を抱え、扶助費は増える一途であり、その分をどこかで補償してくれるわけでもなく、財源を見込めるものもない。各市で市長会を通じた東京都への要望が必要であり、構造的な問題はこのままではどうしようもなくなる。5年、10年と時間が経てば、これらがもっと財政を圧迫することになる。夕張市ではないが、本市も財政が破綻することになってしまう。今のうちに検討すべきものと思う。
- ◎ 確かに、議員報酬を日当制にしている自治体もある。財政的にどうしても厳しいという事情からである。
- ◎ 第五次行政改革大綱の素案の第3章 行政改革の推進項目に掲げた各推進項目の審議については、これで終了する。いただいた意見については、事務局で整理をお願いします。

2 用語解説の整理

【事務局説明】

- 別添1「用語解説（検討案）」は、第五次行政改革大綱の素案に掲載されている用語のうち、理解が難しいと思われたものについて解説したものである。内容を確認していただき、追加して載せた方がよいものがあれば、次回会議の前日である2月28日（月）までに事務局に連絡するようお願いする。

【質疑・意見等】

- ◎ 事務局の説明のとおり、追加等の意見があれば、事務局に連絡していただきたい。

3 前書きの検討

【事務局説明】

- 別添2「前書き（検討案）」は、当懇談会が市長に対して行う報告の前書きである。

【質疑・意見等】

- ◎ 前書き（検討案）に対する意見等があればお願いします。
- 扶助費等の歳出が増加傾向にあるとの説明があるが、歳入の面で何をしてくのかとの説明がない。こういった表現をすべきか難しい面があると思うが、これを入れることができないか。
- ◎ おそらく、11行目の「中・長期的な視点に立って行財政基盤の強化を図る」の部分にその趣旨を含めているのではないか。
 - そうである。
 - これはどの部署で書いたのか。
 - 事務局である企画政策課において書いた。こういった報告書を作成する場合、基本的に文案は所管課が作成する。
 - 前書きではあまり具体的なことは書けないのだろう。
- ◎ 前書きで細かい内容を記述することは難しいと思う。具体的な内容は、これまでの審議で出た意見として整理することになる。「行財政基盤の強化を図る」の中に、歳入・歳出の両方の方向性の意味が含まれるという整理になるのだろう。
- ◎ 14行目に「市民本位の効率的かつ効果的な行財政運営のあり方」との記載があるが、第五次大綱の素案 36 頁の本文 3 行目では「限られた経営資源を効果的に配分し」と表記しており、ここにも「効率的」の表現を加えた方がよいと思った。「効果的」だけでは表現が弱いように思った。
- 最終行に「推進していく」と表記されているが、「実施していく」との表記がよいのではないか。検討する推進項目もあるが、実施する推進項目もあるのだから、「実施」でよいのではないかと思った。「実施」よりも「推進」の方が弱い表現であると思った。
 - 第五次大綱の素案の総論の部分で、基本的には「行政改革の推進」の表現で整理されているので、ここでも「推進」という表現にした。
- ◎ 「実施」も「検討」も含めて表現する場合、官庁用語では「推進」がよく用いられる。
- 理解した。
- ◎ 前書き（検討案）については原案のとおり整理することとする。

議題 2：その他

【事務局説明】

- 次回会議の開催日程は、3月1日（火）午後3時からであるので、よろしくをお願いします。
- 【質疑・意見等】
- 次回会議では、所掌事項の調査検討に関する総点検を行うのか。
- 意見を踏まえて修正した報告書の案を示すので、その内容を確認していただく。また、会議時間の終わりに、市長に対し報告するというところで、会長から市長に報告書を手渡す予定である。内容について文言の修正等があれば、正副会長及び事務局に一任していただきたいと考えている。
- ◎ 5年前の懇談会では、文言の修正等が済んだ後に市長報告を行ったが、スケジュールの都合により、次回会議の際に報告を行ってしまう。

会議の公開 ・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ・ []	傍聴者： 0 人
-----------------	---	----------

会議録の開 示・非開示の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
----------------------	---

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------